

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)
2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	一
○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	二
○企業立地促進のための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一〇
○社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	(社会福祉課)	一一
○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税務課)	一一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一三
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	一三
○道路の供用開始	(道路課)	一四
○建築士の懲戒処分(二件)	(建築宅地課)	一四
○建築士事務所の監督処分	(同)	一五
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	一五
○仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会の開催	(都市計画課)	一五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁施設整備課)	一六
○個人演説会の公営施設の告示の一部改正	(公安委員会)	一六

規 則

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

一六

県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

県職員恩給条例施行規則(昭和二十五年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の五第一項及び第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十四条の六を次のように改める。

第二十四条の六 削除

第二十四条の八第一項及び第二項中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同

条第三項中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「出納長」を「会計管理者」に改

める。

様式第三十二号から様式第三十四号までの規定中「任誉卿」を「岩野謙輔」に改める。

様式第三十六号を次のように改める。

様式第三十六号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の八の改正規定(「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める部分に限る。)は平成二十年十月一日から施行する。(経過措置)

2 改正前の県職員恩給条例施行規則第二十四条の五第一項及び第三項、第二十四条の八第三項(出納長に係る部分に限る。)(並びに様式第三十二号から様式第三十四号までの規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第二項の規定により同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百六十八条の規定がなおその効力を有する間、なおその効力を有する。

3 改正前の県職員恩給条例施行規則第二十四条の六の規定により郵便振替の方法により年金である恩給の支給を受けていた者は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行が行う振替により引き続き支給を受けることができる。

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一号中、「寄附行為」を削る。

第二十六条の三の見出し中「事業税」の下に「及び地方法人特別税」を加え、同条中「法人事業税」の下に「・地方法人特別税」を加える。

第二十六条の四の見出し中「事業税」の下に「及び地方法人特別税」を加え、同条中「第七十二条の四十一」の下に「第七十二条の四十一の二」を、「の事業税」の下に「及び地方法人特別税」を、「ときは、法人事業税」の下に「・地方法人特別税」を加える。

第三十六条の二第一号中「又は寄附行為」を削り、同条第五号中「第五条第一項第二十九号ヲ」を「第五条第一項第二十九号ワ」に改める。

第四十条の三第一項第一号中「財団法人日本ゴルフ協会（）」の下に「昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

第五十六条の四第六項第一号中「財団法人日本自動車査定協会」の下に「（昭和四十一年六月一日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

別表様式第三十八号の二の項中「法人事業税の申告書の提出期限の延長の承認等に係る通知書」を

「法人県民税
法人事業税
地方法人特別税」の申告書の提出期限の延長の承認等に係る通知書 に改め、同表様式第三十九号の

項中「法人事業税更正・決定
加算金決定
通知書兼徴収金納額告知書」を

「法人県民税更正・決定
加算金決定
通知書兼徴収金納額告知書」に改め、同表様式第四十九号

地方法人特別税更正・決定・加算金決定」に改め、同表様式第四十九号

の項中「法人事業税の申告書の提出期限の延長等に係る処分通知書」を
「法人事業税
地方法人特別税」の申告書の提出期限の延長等に係る処分通知書」に改める。

様式第五号の二（その二）表を次のように改める。

様式第三十九号を次のように改める。

様式第39号

第 号
年 月 日

所 在 地
法 人 名

宮城県

所長 印

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税更正（決定）

法人事業税・地方法人特別税の ^{過少申告} _{不申告} 加算金決定 通知書兼徴収金納額告知書
重

地方税法第20条の9の3第3項（第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2）の規定によつて下記のとおり更正・決定し（同法第72条の46（第72条の47）の規定によつて加算金を決定し）たので通知します。
なお、不足税額及びその他の徴収金を納期限までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。

この通知により納付すべき税額等		指 定 納 期 限	この通知により減少する税額等	
法人県民税			法人県民税	
法人事業税			法人事業税	
地方法人特別税			地方法人特別税	
過少申告加算金		法 定 納 期 限	過少申告加算金	
不申告加算金			不申告加算金	
重 加 算 金			重 加 算 金	
合 計			合 計	

課税番号	事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署処理年月日
	年 月 日から 年 月 日まで				
事業税			県民税		
所得割	課 税 標 準	税率	税 額	使途秘匿金税額等	
	総 額			課税標準となる法人税額の総額	
	年 万円以下の金額			本県分の課税標準となる法人税額	
	年 万円以下の金額			法人税割額	
	年 万円を超える金額			外国の法人税等の額の控除額	
付 加 価 値 割	総 額			仮装経理に基づく法人税額の控除額	
資本割	付 加 価 値 額			利子割額の控除額	
	総 額			差引法人税割額	
収入割	資 本 金 等 の 額			既に納付の確定した当期分の法人税割額	
	総 額			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
合計事業税額				既還付請求利子額が過大である場合の納付額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額				過不足法人税割額	
既に納付の確定した事業税額				算定期間中において事務所等を有していた月数	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				均等割額	
差引過不足事業税額				既に納付の確定した当期分の均等割額	
内 訳	所得割	付加価値割	各種加算金	過少申告加算金	
	資本割	収入割		不申告加算金	
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額				重加算金	
地方法人特別税			分割基準	県民税	
課 税 標 準				総数	
税率				本県	
税 額				従業者、固定資産価格、軌道延長	
所得割に係る地方法人特別税				総数	
収入割に係る地方法人特別税				本県	
合計地方法人特別税				事務所等、発電用固定資産	
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額			総数		
既に納付の確定した地方法人特別税額			本県		
租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額			総数		
差引過不足地方法人特別税額			本県		
			売上高	総数	
				本県	

- 不足税額に対しては、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に納期限（申告納付期限）の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3%（平成12年1月1日から当分の間は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）の延滞金を加算して納めてください（地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）。なお、法人事業税及び地方法人特別税の延滞金の計算は、法人事業税及び地方法人特別税の合算額によつて行うこととなります。
 - この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
 - この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第四十九号中「法人事業税」を「法人事業税及び地方法人特別税」に改める。
様式第六十号及び様式第六十号の二を次のように改める。

様式第60号

法人県民税免除申請書

宮城県

所長 殿

年 月 日

所在地	
法人名	
代表者氏名印	㊟

県税減免条例第2条の規定により県民税を免除されるよう下記のとおり申請します。

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	事業の種類	有・無
法人県民税 (均等割額)	円	収益事業の有無 (有の場合業種)	円
免除を受けようとする理由	1 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人(非営利型法人)(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)で収益事業を行わないもの 2 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないもの		
添付書類	1 定款又は規約 2 貸借対照表及び損益計算書 3 その他		
備考			

様式第60号の2

法人県民税免除決定通知書

第 年 月 日

法人の名称

代表取締役 殿

宮城県

所長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった法人県民税の免除について、下記のとおり決定します。

決定	免除する	免除しない
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	事業の種類
法人県民税 (均等割額)	円	申請書提出 年 月 日
決定事由	1 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人(非営利型法人)(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)で収益事業を行わないもの 2 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないもの	
備考		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の判決を経た後に、審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の判決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第127号の2 (表) 狩猟税申告書

「 3 古物商の許可証の写し 〇」

「 3 古物商の許可証の写し 〇」

昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立した法人をいう。

様式第127号の2の〇

様式第127号の2

宮城県 宮城事務所長 殿

住所 (〒) 電話番号 ()

フリガナ

宮城県 収入証紙 貼付欄

次のとおり申告します。

狩猟種類	網	わな	ライフル銃	散弾銃	空気銃	空気銃	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号	備考
狩猟免許	1	2	3	4	5	6	知事	年月日	第 号	(10,000)
第1種銃猟免許							知事	年月日	第 号	(5,000)
第2種銃猟免許							知事	年月日	第 号	(1,000)

5及び6の空気銃には、圧縮ガスを使用するものを含む。

狩猟場所	1 宮城県の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域	狩猟税
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	1 対象鳥獣捕獲員	対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名	(500)
	2 対象鳥獣捕獲員でない	前回登録を受けた登録番号同一種類の狩猟者登録を行う場合	(100)
登録の区分	1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録		
	2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録		
	3 2の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録		
	4 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録又は対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けたものが対象鳥獣捕獲員でなくなった場合		

記載に当たっては、裏面の記載上の注意をお読みください。

(裏)

記 載 上 の 注 意

- 1 この申告書は、狩猟者の登録を申請する際に提出してください。
なお、2種類以上の登録を受ける場合は、その種類ごとに別葉にしてください。
- 2 「狩猟免許」欄の種類及び猟具の種類並びに「狩猟場所」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」欄は、該当するものを○で囲み、対象鳥獣捕獲員である場合は、所属する市町村名を記載してください。
また、登録期間中に、対象鳥獣捕獲員でなくなつた者が、当該期間中に同一種類の狩猟者登録を受ける場合、前回の狩猟者登録の際に受けた登録番号を記載してください。
- 4 「税額」欄は、登録の区分及び次に掲げる区分に応じて該当するものを○で囲み、イ又はエに該当する場合は、市区町村長が発行する当年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない旨の証明書を添付してください。
ア 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者でイに該当する者以外のもの
イ 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者で、かつ、下記に該当する者
 - (1) 控除対象配偶者又は扶養親族に当たらない者
 - (2) 控除対象配偶者又は扶養親族に当たすが、農業、水産業又は林業に従事している者
 - (3) 当年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に当たる者
- ウ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者でエに該当する者以外の者
エ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者で、かつ、下記に該当する者
 - (1) 控除対象配偶者又は扶養親族に当たらない者
 - (2) 控除対象配偶者又は扶養親族に当たすが、農業、水産業又は林業に従事している者
 - (3) 当年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に当たる者
- オ 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者
5 宮城県収入証紙は、狩猟税額に相当する証紙をはり、消印をしないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の三及び第二十六条の四の改正規定（第十二条の四十一、五十二、第七十二条の四十一の二）を加える部分を除く。別表の改正規定並びに様式第五号の二（その二）、様式第三十八号の二、様式第三十九号及び様式第四十九号の改正規定は平成二十年十月一日から、第二十五条の二第一号、第三十六条の二第一号、第四十条の三第一項第一号及び第五十六条の四第六項第一号の改正規定並びに様式第六十号、様式第六十号の二及び様式第六十三号の七（その一）の改正規定は平成二十年十二月一日から施行する。（発令措置）
- 2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、前分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとなる。

企業立地促進のための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年九月三十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

企業立地促進のための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

企業立地促進のための県税の特例に関する条例施行規則（平成二十年宮城県規則第四十三号）の附則の五の二を次のとおり改正する。
附則の五の二を次のとおり改正する。

企業立地促進のための県税の課税免除申請に関する条例施行規則

第二条中「企業立地促進のための県税の特例に関する条例」を「企業立地促進のための県税の課税免除申請に関する条例」と改定する。

第四十条の四並びに「(免状申請書)」を改定する。

第四十条の四「不均一課税申請書」を「免除等申請書」とし、「不均一課税を受けようとする年又は、」を「免除を受けようとする」とし、「不均一課税」を「免除等」と改定し、「(その一)中「法人事業税不均一課税申請」とを「法人事業税免除申請」と改定する。

附 則

(規正箇所)

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。（発令措置）

2 改正前の企業立地促進のための県税の特例に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則(昭和二十九年宮城県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条中、「第十三条第一項」を、「第十四条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十九号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の見出し及び同条第一項中、「の事業税」の下に、「及び地方法人特別税」を加え、同項及び同条第二項中、「法人事業税」の下に、「・地方法人特別税」を加える。

第四十条の見出し及び同条中、「の事業税」の下に、「及び地方法人特別税」を加え、同条中、「法人事業税」の下に、「・地方法人特別税」を加える。

別表様式第五十四号の項中、「法人県民税更正・決定・事業税更正・決定・加算金決定」の決議書を

「法人県民税更正・決定

・法人事業税更正・決定・加算金決定」の決議書に改め、同表様式第六十号の項中

「地方法人特別税更正・決定・加算金決定」

「法人事業税の申告書の提出期限の延長決議書」を

「法人事業税 地方法人特別税」の申告書の提出期限の延長決議書に改め、同表様式第六十一号の項中「法人事業

税の申告書の提出期限の延長処分取消し・変更決議書」を、「法人事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の延長処分取消し・変更決議書」に改める。

様式第五十四号を次のように改める。

様式第54号

所 長	副 所 長 次 長	班 長	班 員	担当者	起 案	年 月 日
					決 裁	

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税更正（決定）
 法人事業税・地方法人特別税の ^{過少申告} _{不申告} 加算金決定 決議書
 重

次のとおり、更正決定し、通知してよろしいか伺います。

所 在 地
法 人 名

調 定 予 定 年 月 日	
通 知 予 定 年 月 日	
文 書 番 号 (通 知 番 号)	
更 正 請 求 年 月 日	
資 本 金 等 の 額	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額
	資 本 積 立 金 額
	合 計 額

この通知により納付すべき税額等	
法 人 県 民 税	
法 人 事 業 税	
地 方 法 人 特 別 税	
過 少 申 告 加 算 金	
不 申 告 加 算 金	
重 加 算 金	
合 計	

指 定 納 期 限
法 定 納 期 限

この通知により減少する税額等	
法 人 県 民 税	
法 人 事 業 税	
地 方 法 人 特 別 税	
過 少 申 告 加 算 金	
不 申 告 加 算 金	
重 加 算 金	
合 計	

課税番号	事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署処理年月日
	年 月 日 から 年 月 日まで				
事業税			県民税		
所得割	課 税 標 準	税 率	税 額	使 途 秘 匿 金 税 額 等	
	総 額			課税標準となる法人税額の総額	
	年 万 円 以 下 の 金 額			本県分の課税標準となる法人税額	
	年 万 円 以 下 の 金 額			法人税割額	
	年 万 円 を 超 え る 金 額			外国の法人税等の額の控除額	
付加価値割	計			仮装経理に基づく法人税額の控除額	
	軽 減 税 率 不 適 用 の 金 額			利子割額の控除額	
資本割	総 額			差引法人税割額	
	資 本 金 等 の 額			既に納付の確定した当期分の法人税割額	
収入割	総 額			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
	収 入 金 額			既還付請求利子額が過大である場合の納付額	
合計事業税額				均 等 割 額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額				算定期間中において事務所等を有していた月数 円×月数	
既に納付の確定した事業税額				既に納付の確定した当期分の均等割額	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				過不足均等割額	
差引過不足事業税額				この処分により納めるべき県民税額	
内 訳	所得割	付加価値割		利子割還付額	
	資本割	収 入 割		減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額	
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額				重加算対象所得金額	
地方法人特別税			関 利 子 割 額 計 算 額	利子割額	
課 税 標 準				控除した金額	
税 率				控除しきれなかつた金額	
税 額				既に還付請求した利子割額	
所得割に係る地方法人特別税				既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
収入割に係る地方法人特別税					
合計地方法人特別税				県民税	
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				総数	
既に納付の確定した地方法人特別税額				本県	
租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額				従業者、固定資産価格、軌道延長	
差引過不足地方法人特別税額			事業税		
			総数		
			本県		
			事務所等、発電用固定資産		
過小申告加算金			通常分		
			加重分		
			計		
不申告加算金			売上高		
重加算金			総数		
			軌道等		

様式第六十号及び様式第六十一号中、「法人事業税」を「法人事業税・地方法人特別税」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の宮城県税務取扱規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県税務取扱規程の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第九百四十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五一〇〇九三三	事業所の名称及び所在地	しじゅうかば work at 仙台市青葉区宮町二丁目三番一十二号	指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	設置者名	特定非営利活動法人生活支援きょうどう舎	指定年月日	平成二十年十月一日
-------	------------	-------------	----------------------------------	---------------	----------	------	---------------------	-------	-----------

○宮城県告示第九百四十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年九月十九日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社柿崎組 柿崎 胞雄	主たる営業所の所在地	登米市東和町米谷字元町百八十二	建設業番号	般・特・十八 第七十六号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	全部廃業 特定建設業	受付年月日	平成二十年 八月二十五日
----------------	---------------	------------	-----------------	-------	--------------	-----------------------	------------	-------	--------------

株式会社古俊組 古内 俊一郎	石巻市流留字五性橋九 ・四十八	般・十六 号 第五百十二	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十年 八月二十日
株式会社白出工務店 白出 治郎	石巻市大道東一丁目 四・十八	般・特・十九 号 第三百二十	全部廃業 特定建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業	平成二十年 八月二十日
大友工務店株式 会社 大友 仁	大崎市古川千手寺町一 丁目十・二十	特・十八 号 第七十八	一部廃業 特定建設業 土木工事業 鋼構造物工事業	平成二十年 八月二十一日
株式会社我妻産 業 我妻 一康	亶理郡亶理町字松小路 五十・九	般・十九 号 第二千三百九	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十年 八月二十七日
有限会社鈴木建 築 鈴木 誠	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜 字謡三十五・十七	般・十八 号 第一万二百六	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十年 八月二十七日
株式会社不二 ツコン 森 正喜	大崎市岩出山字東川原 町一・十九	般・十七 号 第一万四千三	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十年 八月二十日
株式会社東一興 業 西原 一登	仙台市青葉区国見ヶ丘 二丁目二十四・七	般・十九 号 第二万四千九	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十年 八月二十八日
株式会社総建 後藤 雄幸	大崎市田尻北牧目字新 田十八・一	般・十五 号 第五万五千二	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十年 八月二十日

株式会社リベア プランニング 藤原 幹昌	仙台市宮城野区鶴ヶ谷 東一丁目六・一	般・十七 一万五千九 百二十一号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工業業	平成二十年 八月二十五日
日本橋梁エンジ ニアリング株式 会社 川瀬 由美子	仙台市太白区柳生四丁 目四・十	般・十九 一万六千六 百六号	一部廃業 一般建設業 左官工業業 屋根工業業 板金工業業 ガラス工業業 防水工業業 内装仕上工業業 熱絶縁工業業 建具工業業	平成二十年 八月二十二日
有限会社世新運 輸機工 新山 勝洋	刈田郡蔵王町宮字古川 十六	般・十六 一万七千百 三十六号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工業業	平成二十年 八月二十五日
有限会社伸技 研 正	仙台市宮城野区東仙台 三丁目八・二五	般・十八 一万七千七 百九十一号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工業業	平成二十年 八月二十七日
株式会社マイホ ムケア 菊地 憲一	仙台市若林区伊在字東 通六・二	般・十九 一万八千八 十三号	一部廃業 一般建設業 左官工業業 石工工業業 板金工業業 ガラス工業業 塗装工業業 防水工業業 熱絶縁工業業 建具工業業	平成二十年 八月二十五日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区 間	供用開始年月日
国 道	三百四十七号	大崎市古川飯川字大隅一三八番二地先から 同市古川渋井字水押九番二地先まで	平成二十年 九月三十日

○宮城県告示第九百四十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項第一号及び第二号の規定による処分をしたので、建築士法第十条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十年九月二十四日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

神 武哉 二級建築士 宮城県知事登録第六六三三五号

三 懲戒処分の内容

業務停止四月（平成二十年十月一日から平成二十一年一月三十一日まで）

四 懲戒処分の原因となつた事実

建築士事務所の管理不十分のため戸建住宅の建築において、施工者として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づく確認済証の交付を受けず、完成させた。また、確認済証の写しとしての外観を呈する文書が建築主に交付される事態を生じさせた。

○宮城県告示第九百五十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一号及び第二号の規定による処分をしたので、建築士法第十条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十年九月二十四日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

関根幹夫 二級建築士 宮城県知事登録第一一六三四号

三 懲戒処分の内容

業務停止四月（平成二十年十月一日から平成二十一年一月三十一日まで）

四 懲戒処分の原因となつた事実

確認済証の写しとしての外観を呈する文書を建築主に交付し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づく確認済証の交付を受けず、建築工事が行われる事態を生じさせた。また、建

建築士事務所の登録を受けずに報酬を得て、設計等を業として行った。

○宮城県告示第九百五十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項第四号の規定による処分をしたので、建築士法第二十六条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 監督処分をした年月日

平成二十年九月二十四日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

神設計事務所

石巻市福地字町九九

有限会社神工務店 代表取締役 神武哉

二級建築士事務所 宮城県知事登録第〇四二二〇三二七号

三 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖四月（平成二十年十月一日から平成二十一年一月三十一日まで）

四 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が、建築士法第十条第一項第一号及び第二号の規定に基づき懲戒処分を受けた。

○宮城県告示第九百五十二号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和二十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表株式会社山形銀行の項中

「 泉崎支店 仙台市太白区泉崎一丁目二十番七号 県庁支店
南光台支店 仙台市泉区南光台東一丁目三番一号 県庁支店
を

「 泉崎支店 仙台市太白区泉崎一丁目二十番七号 県庁支店
泉中央支店 仙台市泉区泉中央三丁目一番一号 県庁支店
南光台支店 仙台市泉区南光台東一丁目三番一号 県庁支店
に改める。

この告示は、平成二十年十月一日から施行する。

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十年十月十六日（木）午後七時から	仙台市太白区茂庭字新熊野六十四番地 生 outcomes 市民センター

二 件名

仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、仙台市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

- 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べよとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、知事に申し出ること。
- 公述申出書の提出期限は、平成二十年十月九日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

- 3 意見の要旨の全部がこの素案に係らないとき及び意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは、公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは、当該部分の公述を認めないことがある。
- 4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。
- 五 仙塩広域都市計画区域区分の変更(素案)の概要
仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において市街化区域編入を予定する地区のうち、次の地区について、市街化区域に編入するものである。

市町名	地区名	面積(ha)
仙台市	茂庭	二一・八

- 六 その他
この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、国土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四)又は仙台市都市計画課(電話〇二二・二二四・八二九四)に行ってください。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県角田高等学校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年九月十一日
- 四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社仙台支店 仙台市太白区長町南三丁目三十七番十三号
- 五 落札金額 一億九千八百三十三万二千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年七月二十九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十一号
平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。
平成二十年九月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

- 保健福祉センターの項の次に次のように加える。
白石市文化体育活動センター
白石市鷹巣東二丁目一番一号
白石市鷹巣地区コミュニティセンター
白石市鷹巣東二丁目一番一号
同 市字中町四八番地五
同 市沢端町四番一号
同 市緑が丘一八番一五号
同 市城北町四番六号
同 市東町一丁目六番一号

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月30日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

- 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則
- 宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第29条第2項の表気仙沼警察署の項中8を9に繰り下げ7の次に次のように加える。
- 8 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書
の交付申請書の受理
- 第29条第2項の表南三陸警察署の項中6を7に繰り下げ5の次に次のように加える。
- 6 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請書の受理
- 第29条第2項の表気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く警察署の項中3を4に繰り下げ2の次に次のように加える。

3 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請書の受理

第34条の2の見出し中「申請手続」を「様式」に改め、同条第1項中「の交付申請は、様式第30号の2の運転経歴証明書交付申請書により行うもの」を「は、様式第30号の2のとおり」に改め、同条第2項を削る。

様式第30号の2を削り、様式第30号の3を様式第30号の2とする。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。